

羽生都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路中 3・3・1 号国道 122 号線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・1	国道122号線	羽生市 大字上新郷 字西福寺 地先	羽生市 大字下川崎 字下	羽生市 大字下岩瀬 字下岩瀬	約 8,020m		4車線	23.5 m		
	内訳		羽生市 大字上新郷 字西福寺 地先	羽生市 大字上新郷 字西福寺		約 550m	嵩上式	4車線	32.0 m		
			羽生市 大字上新郷 字西福寺	羽生市 大字須影 字上川田		約 6,010m	地表式	4車線	23.5 m	秩父鉄道と立体 交差 幹線街路と平面 交差4ヶ所	
			羽生市 大字須影 字上川田	羽生市 大字下川崎 字下		約 1,460m	地表式	6車線	30.0 m	幹線街路と平面 交差2ヶ所	国道122 号線と 国道125 号羽生 バイパス 線の 重用区 間
	3・3・17	国道125号羽生バイパス線	羽生市 大字下新郷 字西	羽生市 大字須影 字上川田	羽生市 大字砂山 字新田	約 2,320m	地表式	4車線	23.5 m	幹線街路と平面 交差2ヶ所	
3・3・18	国道125号羽生バイパス線	羽生市 大字須影 字下戸の 内	羽生市 大字町屋 字本村	羽生市 大字神戸 字東	約 1,750m	地表式	4車線	23.5 m	東武伊勢崎線と 立体交差 幹線街路と平面 交差1ヶ所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・3・1号国道122号線、3・3・17号国道125号羽生バイパス線及び3・3・18号国道125号羽生バイパス線は、羽生市内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、沿線では、物流倉庫や大規模商業施設の開業が相次ぐなど、交通需要が高まっています。

このため、一部区間の幅員を変更するとともに、交差点形状を変更するものです。

併せて、車線数を4及び6に決定するものです。